

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案 2 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 75 号、横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保育士等の採用時に犯罪歴を確認することだが、どのように確認するのか。また、送迎バスの運転手や調理員などは対象となるのか」との質疑に対し、当局より、「犯罪歴の事実確認ができるウェブサイトが 12 月 25 日から運用開始するという通達が国よりきており、そのサイトで確認することになる。なお、一律対象となっているのが教諭、保育士、幼稚園教諭、保育補助者であり、調理員や看護師、送迎バスの運転手を対象とするかについては、子どもに継続的に接するかどうかなど、実態に応じて各事業所で判断するものとされている」との答弁がありました。

このほか、「犯罪歴を確認した職員の秘密保持について」の質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 77 号、工事請負契約の締結について（横手衛生センター基幹的設備改良工事）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「51 億円という大型工事であるが、競争入札ではなく随意契約となった理由は」との質疑に対し、当局より、「今回の工事については、既存の処理方式を生かして延命化を目指した工事であり、既存施設を建設した仮契約業者以外は、改良工事後の施設性能を保証できないということから、随意契約にて実施するものである」との答弁がありました。

これについて委員より、「仮契約業者以外は工事を行うことができないとのことだが、その裏付けはあるのか」との質疑に対し、当局より、「コ

ンサルタント会社を通じて、令和7年3月と令和8年6月にプラントメーカー6社に意向調査を実施したが、いずれも仮契約業者以外からは辞退届が提出されている。また、宮城県仙台市や、新潟県佐渡市を始め、廃棄物処理施設等の大規模修繕工事について、既存施設のプラントメーカーと数十億円規模の随意契約を行っている例もあり、その際も既存業者以外の業者が辞退している傾向にある」との答弁がありました。

また、「工事の分離発注はできなかったのか」との質疑に対し、当局より、「過去にインバータの交換修繕を市内電気工事業者に依頼したことがあったが、設備間の連携調整がうまくいかず、仮契約業者に再調整を依頼したことがあった。そのような事情もあり分離発注は難しいと判断している」との答弁がありました。

また、「仮契約業者から提出された見積りをコンサルタント会社で精査し金額を算出したとのことだが、変更された部分はどのようなものがあったか」との質疑に対し、当局より、「心臓部分のシステムは仮契約業者が過去に特許を取っており見積りどおりであったが、それ以外の各種ポンプやインバータなど汎用性があるものについては、提出された見積りよりも低い全国的な標準価格になっていることを確認している」との答弁がありました。

このほか、「見積り内容の庁内での精査状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 76 号、工事請負契約の変更について（柳田工業団地拡張造成工事）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「変更に伴う増額は発生土の処分費用と新たな土の購入とのことだが、発生土は国土交通省の「発生土利用基準について」で再利用するように示されている。今回の判断はどのようにされたのか」との質疑に対し、当局より、「土質調査したところ、セメント材を混ぜても利用できない土質だったことから、工事請負業者、建設部、企業誘致課の 3 者で協議し、新たに土を購入するという判断に至った」との答弁がありました。

このほか、「ボーリング調査のサンプル取得箇所」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案5件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第73号、横手市認可地縁団体印鑑登録条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号、横手市職員等の旅費に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「条例改正により実費弁償を基本とした制度に変わるとのことだが、出張者・チェック担当者双方の業務負担が増大することが懸念される。財政面では3～4%程減額になる見込みのようだが、担当職員の心理的負担や残業増加が生じるのであれば本末転倒ではないか。現金を極力使わず、機械的にチェックできる仕組みの構築とともに、出張者が煩雑な手続きに気を取られることなく、本来の出張目的が損なわれないようにするべきと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「出張による公務遂行を第一の目的と位置づけており、その上で、人・時間を含めたトータルコストの観点から、現在、先行自治体の事例を情報収集しているところである。それらを生かし、当市に適した仕組みを作っていきたい」との答弁がありました。

また、「当市は、全国的に見ても交通不便地域であり、こうした地理的条件や公共交通機関の少なさを加味せず、一律に国の制度を適用することは適切ではない。コスト削減だけではなく、職員の負担を減らし、本来の公務の質を損なわないためにも、当市の実情に即した制度設計が必要ではないか」との質疑に対し、当局より、「今回の改正にあたり、単に最低価格のみを基準とするのではなく、当地域の交通事情を踏まえ、第6条の旅費の計算方法の規定に「最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法」という文言を盛り込んだ。これは、秋田県の例を参考にしながら、公共交通機関の状況や災害時への対応も考慮し、市独自に定めたものである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 78 号、財産の取得について（消防団高視認性雨衣）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「入札の経過と結果はどのようなになっているのか」との質疑に対し、当局より、「6 月に消防被服関係で納入実績のある 6 業者を対象に指名競争入札を実施したが、5 者が辞退し、1 者のみの応札となったため入札不成立となった。そのため、7 月に指名業者を拡大し、事前に応札意思等を確認した上で、1 回目の応札者を含む 5 者による入札を実施した結果、落札者が決定し仮契約に至った」との答弁がありました。

このほか、「雨衣のサイズ」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 79 号、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の損害賠償額の支払いは保険で対応できるのか」との質疑に対し、当局より、「道路賠償責任保険が適用され、遅延損害金を含む損害賠償額全額及び当市の弁護士費用についても保険からの支払いとなる」との答弁がありました。

このほか、「和解勧告を受けることになった経緯」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 80 号、字の区域の変更については、はじめに、当局より、議案の訂正について、「議案書の 66 ページの変更後の字の区域の記載において、2 カ所字句の誤りがあった。確認不足により訂正をお願いする」との説明がありました。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 8 第 7 号、「日本こそ核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立つよう、横手市から国に対し意見書を提出することを求める」陳情については、意見、討論はなく、起立採決の結果、可否同数になり、委員長裁決により不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、裁決の理由としては、現状維持の原則に照らして判断いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。